

第 2 2 7 回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和 6 年 7 月 1 6 日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

このたび、以下のとおり開催した第 2 2 7 回独占禁止懇話会について、議事概要を取りまとめましたので公表します。

- 1 日時 令和 6 年 6 月 7 日（金） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 3 0 分
- 2 場所 公正取引委員会 大会議室
（一部の会員については、オンライン方式で参加）
- 3 議題
 - スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案¹
 - 令和 5 年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組
（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に向けた準備状況を含む）
 - 令和 5 年度における独占禁止法違反事件の処理状況
- 4 議事概要
各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出されました。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については、以下の URL から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課 電話 03-3581-5476（直通） ホームページ https://www.jftc.go.jp/

¹ 令和 6 年 6 月 1 2 日成立（令和 6 年法律第 5 8 号）

（「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答）

1 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案¹

- この法律案の運用において、排除措置命令や課徴金納付命令等の行政処分まで行くケースはそれほど多くなく、指定事業者等のステークホルダーとの継続的な対話により指定事業者のビジネスモデルの改善を図っていく点が、非常に重要なポイントであると考えている。
- 検索結果の表示における自己優遇について、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「透明化法」という。）では解決できないところをこの法律案で補完するという意味もあるのではないかと考えている。自己優遇が仮にあるとすれば、この法律によりその解決に向けて前進させる必要があるところ、自己優遇の有無をどのように確認・解決していこうとしているのか。
- 事案によって方法は様々だが、自己優遇の有無の確認方法として、例えば、ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査において、ある検索サービスの検索結果と別の検索サービスの検索結果を比較して有意な差があるかどうかといった検証を行っている。このようなデータ解析の方法のほか、究極的にはアルゴリズムを解析していくという方法もあるが、このようなデータ解析やアルゴリズム解析に際し、非常に高度な知見も必要となってくることから、体制の整備が重要であると考えている。
- 本法律案では、第5条から第9条の禁止行為のうち一部だけを課徴金の対象としているが、この点について、本法律案の国会答弁では不当利得の発生が明確なものについて課徴金の対象としているとの答弁であった。1977年に独占禁止法に課徴金制度が導入されたときは、不当利得の徴収という説明が前面に出ていたところ、その後は不当利得以上の課徴金を課すことによる違反抑止という側面が強まってきていたが、2019年の独占禁止法改正で不当利得という点にまたこだわり出した印象があり、この点どうなのかと考えている。この法律は、私的独占の規制に時間や手間がかかることを克服しようとするものだが、排除型私的独占に関する行為は一律に課徴金の対象となっているものの、この法律案ではそうっていない理由についてお伺いしたい。
- 課徴金制度の目的に関しては、違反行為を抑止するためのものであり、行政上の措置として機動的に発動していくことができるようなものであることは重要だと考える。その上で、本法律案は、独占禁止法を補完する法律という位置付けでもあるため、飽くまでも現行の独占禁止法に定められている課徴金制度と基本的には同じような課徴金制度を本法律案でも設けるものであり、今回、第5条から第9条までの禁止行為について不当利得を明確に観念できるかどうかというところで整理している。例えば、検索結果表示の自己優遇を禁止する第9条において、そもそも売上げがあるのか、また、どれが違反行為に係る売上げであると

¹ 令和6年6月12日成立（令和6年法律第58号）

明確に観念できるのかどうかという問題もあることから、各違反行為との関係で典型的に違反行為による不当利得を観念できるものに限定して課徴金制度を導入した。

○ 昨年6月に行われたデジタル市場競争会議における、モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告では、事前規制と共同規制のポリシーミックスを目指すとの記載があった。事前規制というのはこの法律案のことを指し、共同規制というのは経済産業省所管の透明化法を指しているものと思うが、今後のポリシーミックスはどのようなイメージになるのか。また、具体的な運用について、経済産業省と話し合いはされているのか。

→ この法律案は、基本的には事前規制を導入するものであるが、いわゆる共同規制が導入されている透明化法に類似する規制も幾つか入れている。具体的には、本法律案第10条のデータの開示義務、第13条の取引条件等の開示義務については、透明化法でも規定されており、それと類似する規制を本法律案の中にも入れている。アプリストアに関する規制については、この法律と透明化法とで重複しているので、今後この法律案の下で一元的に対応していくという整理としている。

また、透明化法の運用における当委員会と経済産業省との連携も重要であることから、経済産業省とは従前から様々なコミュニケーションを取っているところである。今後は、特にアプリストアに関しては、本法律案の下で一元的に対応することに向けて協議をするなど緊密に連携していくこととしている。

○ 本法律案は、規制の実効性の確保の措置が大変重要だと思う。関係事業者からの情報提供、関係行政機関との面的な連携、諸外国の競争当局との連携といった点を充実・強化すればするほど、実効性が増すと考える。そうした中で、中小アプリ事業者も含め関係事業者からの情報提供の端緒をどう増やすのか、例えばアプリ事業者の相談窓口との連携なども考えているのか、具体的な方策について教えてほしい。

→ 本法律案を実効的に運用していくためには、指定事業者とのコミュニケーションだけではなく、関係事業者、中小事業者も含めて、特にアプリを提供している事業者から様々な情報を提供いただくことが重要だと考えている。その上で、いかに情報提供を円滑に行っていただくのかという観点で2点申し上げる。一つは、制度面として、従来の独占禁止法にある申告手続に加え、公正取引委員会に対して情報提供を行ったことを理由として指定事業者が不当な取扱いを行うことそれ自体を本法律案の中では禁止行為として定めている。公正取引委員会において提供を受けた情報が指定事業者に伝わらないよう情報管理は徹底するものの、それでも情報提供するのに躊躇してしまうという問題もあるため、より情報提供を行っていただきやすい制度としている。もう一つは、相談窓口等の運用も含めて情報提供をしっかりと受けられる体制を構築するとともに、当方からできるだけ能動的にアプローチをして様々な情報を提供していただけるような運用をしていく方法を考えていきたい。

○ 今回の規制の中核の一つは、アプリストアについて、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならないという点だと思うが、一方でアプリストアは、いわゆるツーサイ

ドプラットフォームとして、B to Bのアプリの事業者、B to Cの消費者と、それぞれプラットフォームを形成しないと事業を実施できないため、極めてハードルが高い事業である。公正取引委員会としては、アプリストアの新規参入が、実際にあり得ると考えるのか。

→ この法律案と同じような規制として、既にEUではデジタル市場法が運用されている。その中には、アプリストアの参入を促進していくような規制があり、これを受けて、複数の大手事業者等がアプリストア事業への参入を表明している。手数料に関しては、現状原則 30% の手数料でプラットフォーム事業者はアプリストアを運営しているが、例えば 12% といったより低い手数料率で運営していくことも併せて表明をしている事業者もいる。日本でも同様の規制を導入することにより、様々なアプリストアが参入し、アプリストア間で手数料率の設定を含めて競争が促進されることを期待している。

○ アプリストアへの新規参入は非常にハードルが高いため、本法律案により結果的に別のデジタルプラットフォーマーの新規参入を招くことになると思うが、他のデジタルプラットフォーマーであったとしても参入があれば望ましいと考えているのか。

→ まずはプラットフォーム事業者がどうかにかかわらず新規参入が進んでいくことで、競争が生まれていくことは重要だと考えている。さらに、様々な種類のアプリをそろえたアプリストアのみならず、例えば子供向けや高齢者向けなどの一部の分野について専門的なアプリを扱うようなアプリストアが出てくるといったことも含め、多様なアプリストアが参入し、競争が行われていくことが重要と考えている。

○ 本法律案における禁止事項や遵守事項の多くは、透明化法の運用で問題とされた事項が多いところ、今回、本法律案において、特定の行為等を禁止事項等として法定した上で、指定事業者が正当化事由を示し得るという形で整理されたことは適切であると考えている。

○ 先行する法律として、EUのデジタル市場法、英国のデジタル市場の競争環境整備のための法律があり、EU型の画一的な規制を評価する意見がある一方で、消費者の利益の観点からSMS事業者に課された行為規範からの適用除外を認める英国の法律を評価するという意見もある。このような比較法研究からすると、今後、この法律案が成立した後に重要となるのは、正当化事由をどのように認めていくのかということである。公正取引委員会として十分に検討を進めていただきたい。

→ まず前提として、本法律案においては、正当化事由について、セキュリティ、プライバシー、青少年保護、それに加えて政令で定める目的についても必要な措置を講じることができるという制度になっている。セキュリティ等に関しどういった場合に正当化事由が認められるのかといった点に関する具体的な考え方については、今後、関係省庁とも連携をしながらガイドラインを策定し、考え方の明確化を図っていきたいと考えている。その過程においては、EU、英国等先行している諸外国の状況もよく見ながら具体的な考え方の検討を進めていききたいと考えている。

- 今後に向けて、行政の役割や事業者がどう行動すべきかという点は十分理解したが、既に多数存在するユーザーのデジタルリテラシーにも働きかけ、ユーザー側の理解も深めていく必要があると考える。今後、セキュリティ確保等に関してガイドラインを策定するということが、このような内容の法律が施行され、それに対してユーザー側がどのように対応していくのがよいのかといった点に関するユーザーのリテラシーを向上させる方策について、見通しがあれば教えていただきたい。
- 本法律案を実効的に運用していく上で、ユーザーの選択を通じた競争が促進されていくこと、スマートフォンのユーザーの安心・安全を確保しながら競争環境を整備していくことが重要であり、ユーザーに向けてもしっかり周知活動等をしながら、この法律案の運用準備を進めていきたい。また、本法律案を運用していく上で、セキュリティなどの問題に関し、例えば新しく参入してきたアプリストアが具体的にどういったセキュリティ上の措置を講じているか、また、セキュリティ上何か問題が生じてしまったときに、その情報をユーザーに対して適切に届けていくということも重要だと考えている。そうした消費者の方々に対する情報提供の在り方についても、関係省庁ともしっかり連携をしながら今後検討していきたい。
- デジタル市場競争会議の最終報告が出てから１年以内の段階で、このように対応していただき非常に高く評価する。
- 事前規制と共同規制のポリシーミックスという話があったが、このうち共同規制は、開示型規制のみならず、コミュニケーションを通じて相手方に妥当な解決策を提示させる手法も含むものである。この方法について、従来型の規制でいきなり規制しようにも情報がデジタルプラットフォーム側に圧倒的に偏在するため、一定の事項に関しデジタルプラットフォーム事業者側に実態について説明させ、それが不十分な場合には初めて本格的な審査に入っていくというような立て付けになっているものと理解している。
- その上で、これは規制側をサポートするための仕組みであるものの、それでもなお規制側の力量が試される分野であることから、これからの公正取引委員会の活躍にかかっている。他方、公正取引委員会に十分にリソースが与えられないことには運用ができないことも確かであるため、デジタル市場競争会議においても、各委員から今後このために国がリソースを十分に割くようにすべきという意見が出ていた。今後、公正取引委員会がこの分野に対してリソースを十分に割くことができるように、政府が対応していくことが重要ではないかと考える。
- この法律案を実効的に運用していくために、量だけでなく質的な面も含めてしっかり体制の強化をしていく必要があると考えている。

2 令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組 (特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に向けた準備状況を含む)

- 全国中小企業団体中央会として、フリーランス法の公布のときも集中的に広報したが、フリーランス法が11月1日に施行されるということで、改めて中小事業者に広報してまいりたい。中小・小規模事業者が発注側に回るという点について、YouTubeでワンフレーズで広報いただいているところ、こうした手法は中小企業にとって分かりやすいという声も聞いている。11月が下請取引適正化推進月間であるため、下請法とともにフリーランス法を広報することが効果的だと考えている。公正取引委員会にフリーランス取引適正化室も新設されたので、是非施行日に向けて引き続き広報を強化していくようお願いしたい。
- 中小企業の団体の皆様には、これまでも周知・広報に御協力を頂き、感謝申し上げる。現状として、フリーランス法の名前は知っていても中身までは把握していないという方がいるのも現実だと我々は受け止めている。御指摘いただいたような下請法との周知・広報の連携対応も含めて、我々もしっかり広報を行っていききたい。引き続き、御協力をお願い申し上げます。
- 下請法についてタクシー広告を出していたが、非常に良いと思った。タクシー広告は、社内でタクシーを使用する際に、有無を言わず見せる効果があり、下請の事業者だけではなく下請を使う企業に周知する上では大変インパクトがある。フリーランスの若い方にとってYouTubeやSNSは、フリーランス法を周知徹底する良い方法ではあるが、フリーランスを使う立場の、大企業の比較的年齢の高い方が余り熱心にYouTubeやSNSを使用することは少ないだろうと思う。そのような方が仕事の都合で利用したタクシーでフリーランス法の広告が流れると、当社は大丈夫だろうかという発想にもなると思う。フリーランスの方だけではなく、フリーランスを使う立場の人たちにも上手く周知徹底ができるようお願いしたい。
- フリーランスの方への広報と同時に、発注する側への法律を守っていただくという点での周知・広報も極めて重要だと考える。御指摘いただいたタクシー広告について実施するかどうか即答はできないが、YouTubeやSNS以外の手法でも、幅広く広報していきたいと考えている。頂いた御意見も参考にしながら、引き続き広報の手法を考えてまいりたい。

3 令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況

- 電力・ガスの自由化については、経済産業省で検討が進められ、制度設計がなされていると思うが、公正取引委員会では事件として取り上げたものをきっかけとしたものも多い。都市ガスの事案も、大きなエネルギー産業における競争政策を実現していく上で大変重要な案件であると思う。引き続き、電力・都市ガス分野における法執行を適正に行っていただきたい。
- 引き続き、電力・都市ガス分野における競争制限行為に対して注視していきたいと考えている。

- 課徴金減免申請件数について、年度によりばらつきは大きいですが、何か理由があるのか。
- 課徴金減免制度がスタートして以降、課徴金減免申請件数は令和５年度が最高となるが、件数の増減については様々な要因があり、特定の要因を挙げることは難しい。

以 上

（文責：公正取引委員会事務総局）